



厚生労働省

広島労働局

Press Release

平成28年3月14日

労働基準部監督課

課長 大西 啓一

労働契約専門官 狭間 英樹

☎082-221-9242

平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の結果について

— 監督指導を実施した事業場の73%に法令違反 —

広島労働局（局長 星直幸）は、昨年11月に「過重労働解消キャンペーン」の一環として実施した重点監督の結果について取りまとめましたのでお知らせします。

今回の重点監督は、長時間労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、各種情報から長時間労働・法令違反が疑われる事業場など、労働基準関係法令違反が疑われる185事業場を集中的に監督（立入調査）したものです。その結果、違反や問題点が認められた135事業場に対して、是正勧告書等を交付し、改善に向けた指導を行いました。

広島労働局では、引き続き、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導を徹底し、過重労働による健康障害を防止する取組を積極的に行ってまいります。

【重点監督の結果のポイント】

（括弧内の数字は監督指導実施事業場数（185事業場）に対する割合です）

(1) 重点監督の実施事業場 185 事業場

このうち、135事業場（73.0%）に労働基準関係法令違反が認められた。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの 65 事業場（35.1%）

うち、時間外労働^{※1}の実績が最も長い労働者の時間数が

月100時間を超えるもの : 20 事業場（30.8%）

うち月150時間を超えるもの : 2 事業場（3.1%）

うち月200時間を超えるもの : 1 事業場（1.5%）

② 賃金不払い残業があったもの 13 事業場（7.0%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの 21 事業場（11.4%）

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため

改善を指導したもの 81 事業場（43.8%）

うち、時間外労働を月80時間^{※2}以内に削減するよう指導したもの：49 事業場（60.5%）

② 労働時間の把握方法が不適正なため

指導したもの 58 事業場（31.4%）

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

是正・改善指導の対象となった主な内容

- (1) 労働時間を自己申告により把握しているが、当日中に記録を行っていない、記録用紙に予め所定終業時刻を記入し実際の終業時刻を記入していない、月末が近づくと所定終業時刻後の在社時間の多くを私用として取り扱う等、時間外労働を申告しにくい状況があり、適正な労働時間把握がなされていなかったもの。(製造業)
- (2) 製品に手直しが発生したが、対応できる労働者が限定され、特定の労働者に業務が集中した。その結果、36協定の特別条項による延長時間を130時間以上上回る1か月250時間の時間外、休日労働を行わせたもの。
また、特別条項が適用される時間外労働を行わせる際、協定で決められた所定手続きを行っていないかった。(ソフトウェア業)
- (3) 長時間労働を原因とする自動車運転手の脳疾患による労災請求があり、監督を実施したところ、発症前1か月において、36協定の延長時間を超える1か月150時間の時間外労働、休日労働が確認された。また、法定の休憩時間が与えられておらず、深夜業務従事者の健康診断が実施されていなかった。(運送業)
- (4) 新規受注時に顧客の条件変更等に対応するため業務量が増加し、36協定の特別条項による延長時間を超える1か月170時間の時間外労働を行わせていた。また、作業日報と労働時間の自己申告記録に乖離があるなど労働時間を適正に把握しておらず、時間外労働に対する割増賃金の一部と深夜労働に対する割増賃金が支払われていなかった。(小売業)
- (5) タイムカードを使用しているが、始業時のみ打刻し終業時は打刻しないことが常態となっていた。使用者は労働者の意識の問題であるとして、使用者としての適正な労働時間把握を怠っていたもの。(飲食業)